

有害鳥獣駆逐用煙火で事故!

大崎管内では、畑などを荒らすイノシシやサルを追い払うために「有害鳥獣駆逐用煙火」を使用したことにより、次の様な事故が発生しています。

- ・煙火を直接手に持ち使用したため、**暴発して負傷**
- ・火の粉がビニールハウス内の稲わらに**着火して火災**

「打揚式動物駆逐用煙火※」の破裂による怪我を防ぐために



※打揚式動物駆逐用煙火…発音体が筒から連続して発射されるものもあり、発音体の爆発音で動物を追い払う花火です



当該煙火を使用の際は、

絶対、「直接」手に持たない!



やむを得ない場合は、

「専用の手持ち用ホルダー」を使用!

更に、

「ゴーグル」 「革手袋」 「耳栓」



を**併用**する!

(写真はイメージです。(公社)日本保安用品協会提供)



ホルダーは、煙火の破裂による被害を完全に防止するものではありません。
専用ホルダーに加え、**革手袋等の防護具の併用**を必ず行って下さい。



取扱説明書に記載されてる使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、安全な取扱いを心がけてください。



経済産業省

大崎地域広域行政事務組合消防本部

お問い合わせ 予防課 0229-24-4268